

難病患者・家族への新型コロナワクチン接種等についての要望（6月）

No	要望事項	回答
1	<p>自宅療養中の難病患者、病院・施設に入院入所している難病療養者、及びその家族について、新型コロナワクチン接種が優先的になされるよう手配を要望します。</p> <p>65歳以上の県民にはすでにワクチン接種券が届いていますが、64歳未満の療養者と家族についても早期の接種を受けられるようにお願いします。</p>	<p>医療従事者や高齢者、難病等基礎疾患を有する方については優先接種の対象とされており、市町村において接種が勧められているところです。県としても、基礎疾患を有する方が、優先順位に即して接種を受けられるよう、実施主体である市町村に依頼しています。</p> <p>また、難病患者の家族への接種についても、市町村において、それぞれの地域や実情等を踏まえ、個別に検討することになりますが、自宅療養されている難病患者の同居家族についても早期に接種ができるよう、市町村に依頼しております。</p> <p>まだ接種を受けていない家族の方がありましたら、まずは市町村にお申し出ください。</p>
2	<p>病院・施設等の関係施設について、2度のワクチン接種が完了した等の条件を満たすことで、難病療養者に家族が面会できる回数や時間を増やすよう、指針を設けることを要望します。</p>	<p>入院患者の面会の取扱については、厚生労働省が「感染経路の遮断という観点から、感染の拡大状況を踏まえ、必要な場合には一定の制限を設けることを検討すること」とされています。</p> <p>また、国においては「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が決定されており、その中で面会については、「面会者からの感染を防ぐことと、患者や利用者、家族のQOLとを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること」との方針が示されております。</p> <p>難病患者等基礎疾患のある患者は重症化のリスクが高いとされ、患者の治療に責任を持つ医療機関は、患者の生命を優先するため、面会制限を継続せざるをえない状況とされます。</p> <p>面会制限によりご家族の方にお会いできないことで難病患者が大変な孤独感をお持ちであることは理解しておりますが、国で指針を定めていることから県として独自に指針等を定めることは困難と考えております。</p> <p>併せて、今回いただいた陳情を通じて難病患者の方の意思伝達の重要性を改めて認識いたしました。その中で県としてできることを検討し、ALS患者や家族の方が新型コロナウイルスに感染し、急遽医療機関等に入院した場合の意思伝達手段を確保するため、国の交付金を活用して重度障害者用意思伝達装置を2台購入し、12月より難病相談支援センターに配備いたしました。万が一必要となった際にはALS患者等の難病患者の入院先に職員が設置し、意思伝達手段を確保します。</p> <p>今後も新型コロナ禍の状況、特に病院の面会制限の状況を注視しながら、県として難病患者の方でできることを検討して参ります。</p>